

# ～社保科目対応～ 社会保険制度の横断比較

社会保険に関する一般常識で毎年のように出題される「社会保険制度の横断問題」。一定のテーマについて各社会保険制度を横断的に問うものです。本特集では、五肢択一式・選択式の予想問題と、「社一」以外の社保科目法令を加えた整理表でわかりやすく要点整理をしています。末尾には医療保険・年金の沿革がわかる年表付きです。



社会保険労務士  
**小林 勇**  
(山川社労士予備校)

〔問 1〕 社会保険制度の被保険者及び加入者に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記AからEまでのうちどれか。なお、本問において、市町村及び特別区は、単に「市町村」という（問4まで同じ）。

ア 市町村の区域内に住所を有する18歳の者が、健康保険法及び厚生年金保険法の適用事業所である事業所に使用されることとなり、健康保険及び厚生年金保険の被保険者の資格を取得したときは、介護保険及び国民年金の被保険者の資格を取得する。

イ 後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する70歳の健康保険の被保険者が、当該後期高齢者医療広域連合により政令で定める程度の障害の状態にある旨の認定を受けたときは、引き続き健康保険法の適用事業所に使用される場合でも、健康保険の被保険者の資格を喪失する。

ウ 都道府県等が行う国民健康保険の被保険者が、船員として船舶所有者に使用されることとなり、船員保険の被保険者の資格を取得したときは、国民健康保険の被保険者の資格を喪失する。

エ 厚生年金保険法の適用事業所に使用されることとなった者が、同法第12条各号に規定する適用除外のいずれかに該当する場合には、厚生年金保険の被保険者とはならないが、当該事業所の事業主が確定給付企業年金を実施している場合には、その者も確定給付企業年金の加入者となることができる。

オ 障害基礎年金の受給権者である国民年金の第1号被保険者が、国民年金の保険料について法定免除の適用を受けている場合には、個人型年金加入者となることはできない。

- A (アとイ)                      B (アとオ)                      C (イとウ)  
D (ウとエ)                      E (エとオ)

## 被保険者・加入者

## ●国民健康保険の被保険者（国民健康保険法5条、法19条）

都道府県等が行う国民健康保険の被保険者	都道府県の区域内に住所を有する者（ <b>適用除外</b> （健康保険法の規定による被保険者及び被扶養者など）に該当する者を除く）
国民健康保険組合の被保険者	<b>組合員及び組合員の世帯に属する者</b>

## ●介護保険の被保険者（介護保険法9条）

第1号被保険者	市町村の区域内に住所を有する <b>65歳以上</b> の者
第2号被保険者	市町村の区域内に住所を有する <b>40歳以上65歳未満</b> の医療保険加入者

## ●後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律50条）

後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する <b>75歳以上</b> の者
後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する <b>65歳以上75歳未満</b> の者であって、政令で定める程度の <b>障害の状態</b> にある旨の当該後期高齢者医療広域連合の <b>認定</b> を受けたもの

## ●船員保険の被保険者（船員保険法2条）

船員法に規定する <b>船員</b> として <b>船舶所有者に使用される者</b>
<b>疾病任意継続被保険者</b>

## ●確定給付企業年金の加入者（確定給付企業年金法25条）

確定給付企業年金を実施する <b>厚生年金適用事業所</b> に使用される <b>厚生年金保険の被保険者</b>
「厚生年金保険の被保険者」とは、第1号厚生年金被保険者又は第4号厚生年金被保険者をいう。

## ●確定拠出年金の加入者（確定拠出年金法9条、法62条）

企業型年金加入者	企業型年金が実施される <b>厚生年金適用事業所</b> に使用される <b>第1号等厚生年金被保険者</b>
	「第1号等厚生年金被保険者」とは、 <b>厚生年金保険の被保険者</b> のうち第1号厚生年金被保険者又は第4号厚生年金被保険者をいう。
個人型年金加入者	<b>国民年金基金連合会</b> に申し出て、個人型年金加入者となることのできる。
	①国民年金法に規定する <b>第1号被保険者</b> （ <b>保険料免除者</b> を除く）
	② <b>60歳未満</b> の <b>厚生年金保険の被保険者</b> （ <b>企業型年金等対象者</b> を除く）
	③国民年金法に規定する <b>第3号被保険者</b>

## ●厚生年金保険の被保険者（種別）（厚生年金保険法2条の5）

①第1号厚生年金被保険者	②～④の被保険者 <b>以外</b> の厚生年金保険の被保険者
②第2号厚生年金被保険者	国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者
③第3号厚生年金被保険者	地方公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者
④第4号厚生年金被保険者	私立学校教職員共済制度の加入者たる厚生年金保険の被保険者

## ●国民年金の被保険者（強制被保険者）（国民年金法7条）

第1号被保険者	<b>日本国内</b> に住所を有する <b>20歳以上60歳未満</b> の者であって第2号被保険者及び第3号被保険者のいずれにも該当しないもの（一部の者を除く）
第2号被保険者	<b>厚生年金保険の被保険者</b>
第3号被保険者	<b>第2号被保険者の被扶養配偶者</b> のうち <b>20歳以上60歳未満</b> のもの